

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

トランプ政権の動向と1月雇用統計について

【要旨】

- ◇ トランプ大統領が1月20日に就任して2週間が経過した。今週も大統領は自身が目指す政策の実現に向けて大統領令・覚書を発表しており、その数は就任以来20に上っている。選挙前にトランプ大統領が発表した『米国有権者との契約』の「就任1日目のアクション（18項目）」については、幾つか未実施の項目はあるが、現時点で8割程度は実施乃至着手したと言える。
- ◇ 今週発表された大統領令・覚書は3つが規制緩和関連であった。今週は議会でも早速「石炭採掘の基準を強化する規制」と「エネルギー企業に外国政府への支払い開示を求める規制」の2つを無効にする法案が可決され、トランプ大統領の下へ（署名を求めて）送付された。規制緩和は議会共和党も主張しており、ブッシュ（子）政権やオバマ政権下で増加してきた連邦規制だが、今後は減少する可能性がある。
- ◇ 規制緩和は全方位的に検討されていくとみられるが、製造業を重視するトランプ大統領としては、環境関連等で中小の製造業に恩恵の大きな規制緩和に特に注力するのではないだろうか。
- ◇ また、ライアン下院議長は今週「議会は当面、オバマケアの廃止・置換に注力する。税制改正の法案は、春に着手し夏場を通じて作成する。インフラ投資の拡大も、春以降に着手する」と発言。オバマケアの廃止・置換が決着しないと、他の政策が遅れることになりそうだ。オバマケアの代替案については共和党内でも様々な意見が出ている状況であり、オバマケアの廃止・置換に予想以上に時間がかかる展開にも注意が必要である。
- ◇ 経済指標に目を転じると、3日に発表された1月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+22.7万人となり市場予想（Bloomberg集計値:+18.0万人）を上回った。雇用者数は引き続き安定的に増加しているが、今回の前月比+20万人を上回る強めの結果には「小売業」や「建設業」等の一部業種での大幅増が影響しており、持続性については慎重にみておいた方が良さそう。

1. トランプ政権の動向

トランプ大統領は今週 6 つの大統領令・覚書を発表

トランプ大統領が 1 月 20 日に就任して 2 週間が経過した。今週（1 月 28 日～2 月 3 日）も大統領は自身が目指す政策の実現に向けて大統領令・覚書を発表しており、その数は就任以来 20 に上っている（第 1 表）。

今週発表された大統領令・覚書の内容を、選挙前にトランプ大統領が発表した『米国有権者との契約』（後掲参考表 1）の「就任 1 日目のアクション（18 項目）」と比較してみると、第 1 表中の⑰⑱は記載されていた内容である一方、⑮⑯⑲⑳は直接的には記載されていなかった。

「就任 1 日目のアクション（18 項目）」については、“中国の為替操作国認定を財務長官へ指示”や“議員の任期に制限を設ける憲法修正を提案”等幾つか未実施の項目はあるが、現時点で 8 割程度は実施乃至着手したと言える。

第1表:トランプ大統領による大統領令・覚書

発表日		概要
1月20日 金曜日	① 大統領令	オバマケアの現行法の適用を可能な範囲で遅らせる
	② 大統領覚書	新規または適用を猶予している規制は、新閣僚によるレビューが終わるまで適用しない
1月23日 月曜日	③ 大統領覚書	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉・合意から撤退
	④ 大統領覚書	政府職員の採用の凍結（軍を除く）
	⑤ 大統領覚書	海外の妊娠中絶支援団体への助成金の停止
1月24日 火曜日	⑥ 大統領覚書	キーストーンXLパイプラインの建設計画の推進
	⑦ 大統領覚書	ダコタ・アクセス・パイプラインの建設計画の推進
	⑧ 大統領覚書	可能な限り米国製のパイプラインを建設
	⑨ 大統領覚書	製造業に対する連邦規制の影響を再評価
	⑩ 大統領令	優先順位の高いインフラ計画の環境評価を速める
1月25日 水曜日	⑪ 大統領令	国境警備の強化（南の国境に壁を建設、国境警備員を5,000人増員等）
	⑫ 大統領令	移民法執行の強化（現行法の範囲で送還を拡大、不法移民に寛大な保護都市への連邦補助金停止等）
1月27日 金曜日	⑬ 大統領令	海外のテロリスト対策（シリア難民の受入停止、テロの懸念がある7カ国の市民の入国を90日間停止等）
	⑭ 大統領覚書	米軍の再建（国防長官は国防体制を再評価し、行政管理予算局長と共に国防予算の見積もりを実施）
1月28日 土曜日	⑮ 大統領覚書	国家安全保障会議（NSC）と国土安全保障会議（HSC）のメンバー等を変更
	⑯ 大統領覚書	イスラム国（IS）掃討計画を30日以内に策定
	⑰ 大統領令	政府高官の倫理改革（退職後5年間のロビー活動禁止等）
1月30日 月曜日	⑱ 大統領令	規制削減と規制コストの管理（1つの規制を導入する毎に少なくとも2つの既存規制を無効化等）
2月3日 金曜日	⑲ 大統領令	財務長官は現在の金融規制の妥当性を再評価し120日以内に大統領へ報告
	⑳ 大統領覚書	金融アドバイザーに対する受託者責任ルールの見直し

（資料）ホワイトハウス資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

規制緩和の動きが進展

今週発表された大統領令・覚書のうち、米国経済への影響では、第 1 表中⑱⑲⑳の規制緩和関連が注目される。今週は議会でも早速「石炭採掘の基準を強化する規制」と「エネルギー企業に外国政府への支払い開示を求める規制」の 2 つを無効にする法案が可決され、トランプ大統領の下へ（署名を求めて）送付された。規制緩和は議会共和党も主張しており、ブ

ッシュ（子）政権やオバマ政権下で増加してきた連邦規制だが、今後は減少する可能性がある。

なお、トランプ政権は現在の米国の規制について「連邦規制は 2015 年だけで米国経済に 2 兆ドルの負荷になった」としばしば言及しているが（ホワイトハウスのホームページに掲載されている経済政策方針の中でも言及）、この数値の出所は全米製造業協会（NAM）が 2014 年に発表した推計値（2012 年時点）とみられる（第 2 表）。全米製造業協会の主張のポイントは、連邦規制の負荷が、特に中小の製造業にとって重い点にある。規制緩和は全方位的に検討されていくとみられるが、製造業を重視するトランプ大統領としては、環境関連等で中小の製造業に恩恵の大きな規制緩和に特に注力するのではないだろうか。

第2表:連邦規制の経済への負荷
(全米製造業協会の推計値、2012年時点)

	連邦規制の負荷 (億ドル)	連邦規制の負荷 (雇業者一人当たり、ドル)
①企業部門への負荷	11,330	9,991
製造業	2,150	19,564
卸売・小売業	1,430	7,028
サービス業	4,590	8,620
ヘルスケア	1,090	6,053
その他	2,070	19,249
②家計・州地方政府部門への負荷	8,950	-
米国経済全体への負荷	20,280	-

(注)推計では、規制対応に必要な設備投資・雇用、外部コンサルタントへの支払い等の直接的なコストに加えて、規制導入によって抑制された経済活動を間接的なコストとして考慮。
(資料)全米製造業協会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

議会は当面、オバマケアの廃止・置換に注力

トランプ大統領が掲げる政策のうち減税とインフラ投資の拡大が経済への影響が大きく注目されているが、ライアン下院議長は今週「議会は当面、オバマケアの廃止・置換に注力する。税制改正の法案は、春に着手し夏場を通じて作成する。インフラ投資の拡大も、春以降に着手する」と発言。オバマケアの廃止・置換が決着しないと、他の政策が遅れることになりそうだ。

オバマケアの代替制度について、トランプ大統領の以前の主張は新制度と言いつつも実質的にはオバマケアの改良に近かった一方、共和党はより大幅な変更を目指しているとみられる。また、オバマケアの代替案について足元の議会では公聴会が開催されているが、共和党内でも様々な意見が出ている状況だ^(注 1)。オバマケアの廃止・置換に予想以上に時間がかかる展開にも注意が必要だろう。

(注 1) 例えば、ビル・カシディ上院議員とスーザン・コリンズ上院議員は、税制面で有利な医療貯蓄口座（HSA）の拡大を柱とする代替制度を提案している。

2. 雇用統計

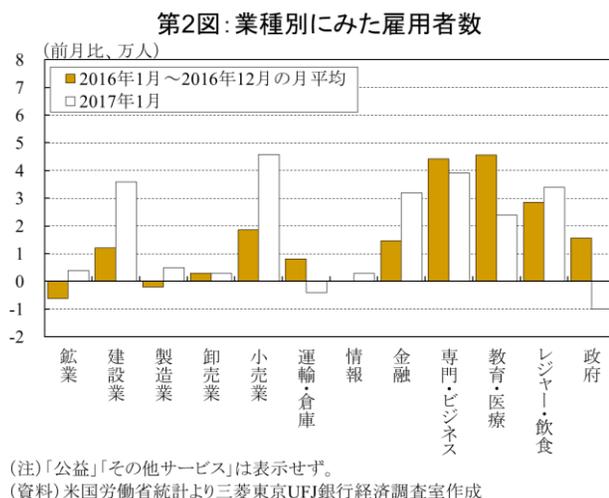
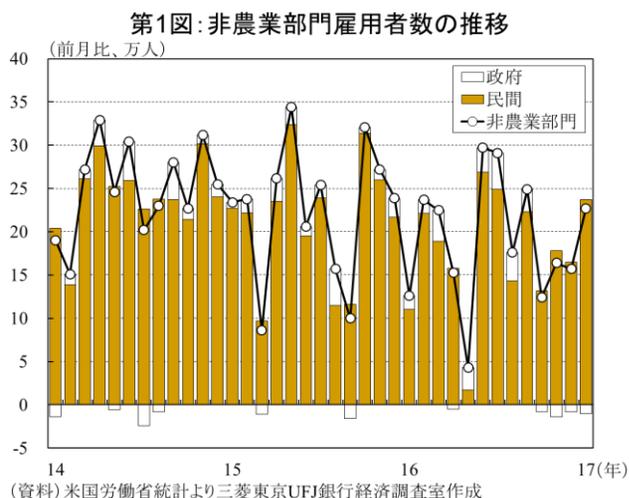
1月の雇用者数の増加幅は市場予想を上回る

3日に発表された1月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+22.7万人となり市場予想（Bloomberg集計値:+18.0万人）を上回った（第1図）。昨年12月分は0.1万人上方改訂され同+15.7万人、11月分は4.0万人下方改訂され同+16.4万人となっている^(注2)。

業種別に雇用増減をみると、「小売業」（同+4.6万人）、「建設業」（同+3.6万人）、「金融」（同+3.2万人）等が当該業種としては堅調な増加幅だった（第2図）。一方、「政府」（同▲1.0万人）が4ヵ月連続で減少し、「運輸・倉庫」（同▲0.4万人）が4ヵ月ぶりに減少した。雇用が増加した業種割合を示す雇用DI（民間）は58.8となり12月（61.5）から低下している。雇用者数は引き続き安定的に増加しているが、今回の前月比+20万人を上回る強めの結果には「小売業」や「建設業」等の一部業種での大幅増が影響しており、持続性については慎重にみておいた方が良さそう。

なお、週平均労働時間（民間）は34.4時間と12月から不変、労働投入量は前月から+0.2%増加した。

（注2）今回は年次のベンチマーク改訂（2012年以降）と季節調整係数の改訂も反映。



失業率・広義の失業率ともに上昇

1月の失業率は4.8%となり昨年12月（4.7%）から上昇した。失業率の変化を要因分解すると、就業者要因が+0.02%、労働参加率要因が+0.29%、人口要因が▲0.25%となっている^(注3)。失業率は上昇したが、労働参加率が上昇（1月：62.9%←12月：62.7%）した影響もあり、必ずしも悪い結果ではない。高齢化による労働参加率への下押し圧力は続いているものの、労働市場へ再参入する人等が増えていること等から労働参加率はこのところ下げ止まってい

る。この様な労働参加率の下げ止まりは、雇用者数の拡大余地に繋がるほか、賃金上昇率の加速を引き続き緩やかに止め、「賃金上昇・インフレの昂進→政策金利の大幅引き上げ→景気回復局面の短期化」といったリスクの回避に寄与するだろう。

各種失業率をみると、通常の U-3 失業率に加えて「求職意欲喪失者」を含めた U-4 失業率は 5.1%へ上昇（12 月：5.0%）、U-4 失業率に加えて「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去 4 週間に就職活動を行わなかった人」も含めた U-5 失業率は 5.8%へ上昇（12 月：5.7%）、U-5 失業率に加えて「経済的理由によるパートタイム労働者」も含めた U-6 失業率（広義の失業率）は 9.4%へ上昇した（12 月：9.2%）^{（注 4）}。

（注 3）失業率等の算出の元になっている家計調査は、1 月分に人口推計の見直しが反映されているため、昨年 12 月分との比較には注意が必要となる。このため、1 月の失業率の要因分解において、通常プラスとなる人口要因が例外的にマイナスとなっている。なお、1 月の就業可能人口は 25408.2 万人、労働力人口は 15971.6 万人、就業人口（家計調査ベース）は 15208.1 万人。就業者率は、59.9%となり前月（59.7%）から上昇。また、平均失業期間は、25.1 週となり前月（26.0 週）から低下。失業者に占める 27 週以上の長期失業者の割合は、24.4%となり前月（24.2%）から上昇した。

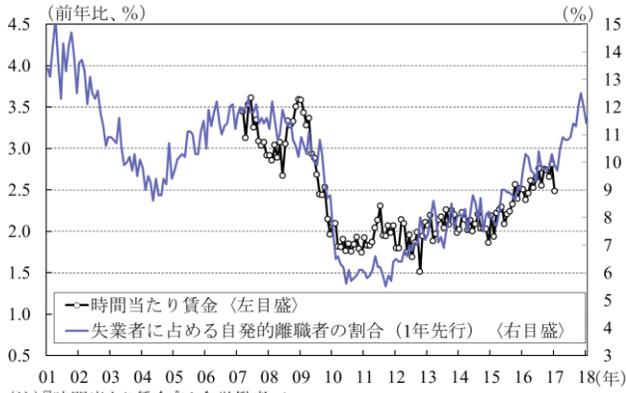
（注 4）「仕事を求めているが過去 4 週間に就職活動を行わず失業者にカウントされていない人」は、175.2 万人となり前月から 6.8 万人増加。「経済的理由によるパートタイム労働者（非農業）」は、576.9 万人となり前月から 29.3 万人増加（「経済的理由によるパートタイム労働者」の就業者に占める比率は、4.0%となり前月から 0.2%ポイント上昇。）前者は「求職意欲喪失者（ディスカレッジド・ワーカー）」と「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去 4 週間に就職活動を行わなかった人」に分けられるが、「求職意欲喪失者」は 53.2 万人となり前月から 10.6 万人増加。「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去 4 週間に就職活動を行わなかった人」は 122.0 万人となり前月から 3.8 万人減少。

賃金上昇率は前年比+2.5%へ減速

1 月の時間当たり名目賃金（民間・全雇用者ベース）は前月比+0.1%となった。前年比では +2.5%と 12 月（同+2.8%）から減速した（第 3 図）。賃金上昇率（前月比）を業種別にみると、1 月は「鉱業」（前月比+1.2%）、「公益」（同+0.8%）、「レジャー」（同+0.5%）等の増加幅が大きかった一方、「金融」（同▲1.0%）が下落した。また、賃金上昇率（前年比）を業種別にみると、「レジャー」（前年比+4.2%）、「情報」（同+3.9%）、「卸売業」（同+3.2%）、「建設業」（同+3.2%）等の増加幅が大きかった（第 4 図）。

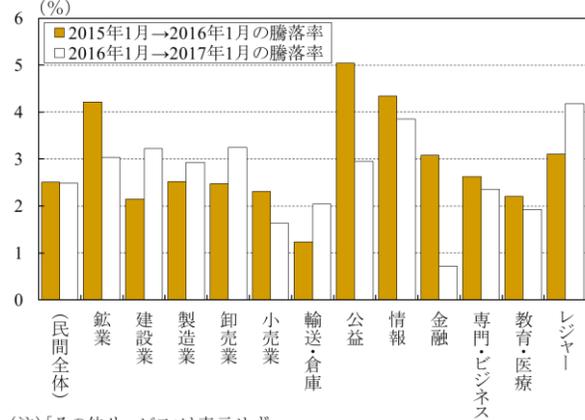
賃金上昇率（前年比）は 1 月に鈍化したものの、月々の振れが大きな指標でもあり、引き続き緩やかな加速傾向にあるとみておいて良いだろう。賃金上昇率の先行指標と考えられる「失業者に占める自発的離職者の割合」は 11.4%と 12 月（12.0%）から低下したが、引き続き賃金上昇率が先行き一段と高まる可能性を示唆している。

第3図:「時間当たり賃金」と
「失業者に占める自発的離職者の割合」



(注)『時間当たり賃金』は全労働者ベース。
(資料) 米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図:業種別にみた時間当たり賃金



(注)「その他サービス」は表示せず。
(資料) 米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

参考表1:トランプ大統領が選挙前に発表した『米国有権者との契約』の記載事項

就任1日目の施策		
【ワシントンの汚職・特定利益との癒着を無くすための6つの施策】		
1	議員の任期に制限を設ける憲法修正を提案	
2	連邦政府職員数を自然減を通じて減少させるため新規雇用を凍結（軍・公安・公衆衛生関連は除く）	
3	新たな連邦規制1つに対して2つの既存の規制を廃止することを要求	
4	ホワイトハウスと議会の役職員が退職後5年間にロビイストになることを禁止	
5	ホワイトハウスの役職員が外国政府のためにロビー活動を行うことを永久に禁止	
6	外国人ロビイストによる米国の選挙のための資金集めを全面的に禁止	
【米国の労働者を守るための7つのアクション】		
1	NAFTAの再交渉乃至NAFTAから脱退する意思の発表	
2	TPPからの撤退の発表	
3	中国の為替操作国認定を財務長官へ指示	
4	商務長官と通商代表部（USTR）代表に対して、米国労働者にとって不公平な貿易慣行を特定し、米国の法律と国際法の下での全ての手段を用いてそれらを無くすことを指示	
5	50兆ドルの価値がある雇用を創出するエネルギー生産（シェール・石油・天然ガス・クリーン石炭等）に対する規制を撤回	
6	オバマ・クリントンの妨害を取り除き、キーストン・パイプライン等の活力あるエネルギー関連インフラ計画を認可	
7	国連気候変動プログラムへの支払いを中止、米国の水資源・環境インフラの整備に資金を活用	
【治安と憲法規範を回復させるための5つのアクション】		
1	オバマ大統領による憲法違反の大統領令、メモ等は全て廃止	
2	スカリア最高裁判事の後任の選考を開始（憲法を遵守する20人の判事のリストから選ぶ）	
3	不法移民に寛大な都市（保護都市）への連邦補助金を停止	
4	200万人以上の犯罪をおかした不法移民の送還を開始、受け入れない国に対してはビザの発給を停止	
5	身元調査のできないテロの温床となっている地域からの移民受け入れを停止、入国時の身元調査を厳格化	
就任後100日間に提出し可決を目指す10の法案		
1	中間層減税と税制簡素化の法案	年4%の経済成長と少なくとも2,500万人の雇用創出のため、大規模な税率引き下げと税制簡素化、貿易改革、規制緩和、エネルギー関連の規制の撤回を実施。最大の減税は中間層向け。子供が2人いる中間層世帯は35%の減税に。所得税の税率適用区分を7段階から3段階へ引き下げ。税申告書を大幅に簡素化。法人税率を35%から15%に引き下げ。数兆ドルに上る米国企業の海外滞留利益は10%の税率で還流を可能に。
2	企業の海外移転を防ぐ法案	企業が他国へ配置転換し、製品を無税で米国へ送るために労働者を解雇することを阻止。そのために関税を設ける。
3	米国のエネルギーとインフラ法案	官民パートナーシップと税制優遇措置による民間投資を通じて、今後10年間で1兆ドルのインフラ投資を実施（歳入中立）
4	学校選択と教育機会の法案	親が子供の学校を選択できるように、教育予算の用途を変更。全米共通の教育基準であるコモン・コアを廃止し、教育監督を地域コミュニティへシフト。職業教育・技能教育を拡充。2年制・4年制カレッジの授業料を手頃にする。
5	オバマケアの廃止と置換の法案	オバマケアを完全に廃止し新制度へ置換。医療貯蓄口座（HSA）利用を拡大し、州を跨いだ保険購入を可能に。メディケイドの予算は州が管理。食品医薬品局（FDA）の官僚主義を改善し、現在4,000以上の医薬品が承認待ちの状態にあるが、命を救う医薬品の承認を迅速化。
6	子育て支援と高齢者介護の法案	育児費用、高齢者介護費用の税額控除を可能に。職場に育児施設を設けることへの企業向けインセンティブを付与。育児や介護のための税金のかからない貯蓄制度の創設。
7	不法移民を無くす法案	メキシコが後日全額支払うとの理解に基づき、南の国境に壁を建設する予算を設ける。本国送還後に不法に再入国した者には最低2年の刑務所服役、重罪又は2回以上の本国送還後に不法に再入国した者には最低5年の刑務所服役を課す。ビザルールについては、期限切れ滞在への罰則を強化し、求人において米国労働者へのオファーを優先するように改革。
8	地域の安全を回復する法案	凶悪犯罪に対するタスクフォース創設や、警官の訓練プログラムへの支出拡大を通じて、増加している犯罪・薬物・暴力を減少させる。連邦法執行機関と連邦検察の予算を増やして、犯罪組織を解体し、暴力犯罪者を刑務所で服役させる。
9	国家安全保障を回復する法案	国防費の強制削減措置を中止し、軍事関連の投資拡大により軍を再建。退役軍人に対し、公的な退役軍人省の治療又は民間医療の利用を可能に。重要なインフラをサイバー攻撃から保護。入国管理で新たなスクリーニング手続きを導入。
10	ワシントンの腐敗を浄化する法案	腐敗を一掃するため新たな倫理改革を実行。特定の利益団体からの政治への不健全な影響を抑制する。

(資料)『米国有権者との契約』より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2017年2月3日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.